

### 3. 一般質問について（第13条関係）

第13条は、本会議場において、議員と市長等が市の政策・施策について真摯に議論し、市の将来の方向性を定めていくために極めて重要である一般質問の方式について定めるものですが、次のとおり案の内容の再検討を強く求めるとともに、具体的な実施に当たっては、市側との事前の協議を行っていただくよう要望します。

#### ① 反問権の明記について

逐条解説では、第1項の「一問一答方式」のメリットとして、市民にとって分かりやすい点を挙げていますが、論点を絞り込むことで、議員と市側との議論の活発化が期待できる側面もあると考えます。

第2項では、市長等により、いわゆる「趣旨確認」ができる旨が規定されていますが、「一問一答方式」のメリットを最大限活かすためには、この「趣旨確認」のみでは全くもって不十分と言わざるを得ません。

議員の質問に対して、趣旨確認に加え市側から質問することができる、いわゆる「反問権」を制度化することで、議員と市側との議論のより一層の活発化を図れるものと考えます。一定の緊張感がある中での一般質問の実施は、議会改革の観点からも大変重要な事項であると認識しております。

以上の点から、第13条第2項における「市長等の趣旨確認」については、「市長等の反問権」に変更することが不可欠と考えますので、内容の再検討を強く要望いたします。

#### ② 市側との協議について

逐条解説に記載された内容だけでは、「一問一答方式」の範囲や方法などが不明な状況です。

そこで、「一問一答方式」の実施に当たっては、運用に必要な具体的事項について、事前に市側との協議を行っていただくようお願いいたします。